

改正されます

問合せ先

水道環境課

☎66-3407(本庁)

☎64-4837(分庁)

水道料金統一は、「合併時に実施するのは困難であるため、5年後を目安に統一する。」と合併協議会において決定され、また「住民間の公平な立場からも水道料金の統一が必要である。」と第一次南部町総合計画で指摘されています。

このため、水道委員会では、この問題について平成16年度より数回に渡り協議を重ね、老人及び一人暮らし世帯に負担とならない料金を考慮し、さらには、経営健全化のために経営内容の見直しを行い、水道料金で少なくとも一般経常経費分を賄える事が出来るような料金設定を検討する必要があり、平成21年2月10日にその協議した結果を答申しました。

町では、この答申を受け6月定例議会に簡易水道給水条例及び小規模水道給水条例の一部改正(案)を上程し、議会で審議の結果原案どおり可決されました。

この条例は平成21年10月1日より施行されます。

今回の料金改正につきまして、利用者皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。なお、この料金改正につきましては、今後三年に一度の見直しを行うこととしてまいります。

◎小規模水道料金改正の内容は次とおりです。

1. 旧南部町及び旧富沢町に属する区域を廃止。
2. 口径区別の基本料金及び超過料金の改正。

〈専用給水装置料金表〉

(税抜き)

| 給水料金 (1箇月に月) | | | |
|--------------|----------|------|----------------------|
| 口径区分 | 基本水量 | 基本料金 | 超過料金 (1立方メートルにつき) |
| 13mm~20mm | 10立方メートル | 600円 | 90円 |

3. メーター使用料の一部改正

〈メーター使用料 (1箇月につき)〉 (税抜き)

| 口径 | 料金 |
|--------|-----|
| 13mm以下 | 60円 |
| 20mm以下 | 80円 |



10月1日より 町水道料金が

◎簡易水道料金改正の内容は次とおりです。

1. 加入金はメーター口径25mm以下は現行のとおり。
30mm以上については次のように改正。

加 入 金 (税抜き)

| メーター口径等 | 金 額 |
|----------------|------------------------------------|
| 25ミリメートルを超えるもの | メーター口径寸法 1 ミリメートルに 10,000円を乗じた額 |

2. 旧南部町及び旧富沢町に属する区域を廃止。
3. 口径区分別の基本料金、超過料金に改正。

〈専用給水装置料金表〉 (税抜き)

| 給水料金 (1箇月に月) | | | |
|--------------|----------|------|----------------------|
| 口径区分 | 基本水量 | 基本料金 | 超過料金 (1立方メートルにつき) |
| 13mm~20mm | 10立方メートル | 600円 | 90円 |
| 25mm~30mm | | 700円 | |
| 40mm~50mm | | 800円 | |
| 65mm以上 | | 900円 | |

4. 共用給水装置等料金表を廃止
5. メーター使用料の一部改正

〈メーター使用料 (1箇月につき)〉 (税抜き)

| 口 径 | 料 金 | 口 径 | 料 金 |
|--------|------|----------|------|
| 13mm以下 | 60円 | 50mmネジコミ | 320円 |
| 20mm以下 | 80円 | 50mmフランジ | 620円 |
| 25mm以下 | 100円 | 65mm以下 | 710円 |
| 30mm以下 | 170円 | 75mm以下 | 710円 |
| 40mm以下 | 210円 | | |